

令和8年1月から 精神障害者保健福祉手帳2級の方が 新たに制度の対象となります

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関

※ 助成対象となる医療費は自立支援医療（精神通院）が適用された自己負担金のみです。



調剤薬局



病院・クリニック



訪問看護

自己負担 原則1割



これまで支払っていた自己負担金1割の金額が助成され、
自己負担が0円になります。

【例】総医療費10,000円、保険負担割合3割の場合

現 状	令和8年1月から
医療保険で7,000円、自立支援医療で2,000円が負担されていたため、自己負担1,000円を会計時に支払っていた。	医療保険で7,000円、自立支援医療で2,000円、新たに重度心身障害者医療で1,000円負担されるため、 自己負担が0円となる。



医療費助成の流れ

助成を受けるには、自立支援医療と重度心身障害者医療の両方の受給者証が必要です。
受給資格登録を受けた後に発生した医療費が助成対象となります。

注意事項

- 65歳以上で精神障害者保健福祉手帳を初めて取得した方は対象外となります。
- 所得に応じた支給制限があります。
- 精神障害者保健福祉手帳1級と2級とでは、助成される医療費の範囲が異なります。